

# 令和6年度 自賠責研修会

令和6年12月9日(月) 19:30~21:00

徳島県医師会館およびWeb配信



## 次第



司会：自動車保険委員会 委員 橘 敬三

開会挨拶：徳島県医師会 会長 齋藤 義郎

### 【I部】 自賠責保険(共済)のしくみ

19:30~ 

座長：自動車保険委員会 委員 岡田 祐司

講師：損害保険料率算出機構 徳島自賠責損害調査事務所 所長 大利 正宏 氏

### 【II部】 職場における頸部痛、腰痛の診断と治療

20:00~ 

座長：自動車保険委員会 副委員長 村田 豊

講師：齋藤整形外科 院長 齋藤 慎一郎 先生



# 自賠責保険(共済)のしくみ

損害保険料率算出機構  
自賠責損害調査センター  
企画推進部

1

## 本日本話する内容

- I. 交通事故の民事責任と保険
- II. 自賠責保険(共済)制度の概要
- III. 自賠責保険(共済)への請求手続
- IV. 自賠責保険(共済)から支払われない場合
- V. 自賠責保険(共済)の損害調査の流れ

3

## ※損害保険料率算出機構とは

- ◆ 「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された**非営利の民間の法人**
- ◆ **業務内容**

損害調査

全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険(共済)の損害調査を実施

料率算出

自動車保険・火災保険・傷害保険などの参考純率、自賠責保険・地震保険などの基準料率を算出、提供

データバンク

各種の保険データを収集し、分析・研究の結果を会員保険会社や社会に提供

2

## I. 交通事故の民事責任と保険

4

## 1-1. 交通事故における「責任」

### ◆ 道義上の責任

### ◆ 法律上の責任

#### ○ 刑事上の責任

- ・ 過失運転致死傷罪 等

#### ○ 行政上の責任

- ・ 免許の取消、停止 等

#### ○ 民事上の責任

- ・ **損害賠償責任** (民法第709条、自賠法第3条)

金銭賠償  
(民法第417条)

5

## 1-2. 交通事故と保険

### (1) 任意保険と自賠責保険

#### ◆ 任意自動車保険

… **対人賠償保険**、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険など、複数の保険と特約を組み合わせたセット商品として販売

#### ◆ 自賠責保険

… 自動車による**人身事故**の賠償責任を**限度額でカバーする**保険

6

## 1-2. 交通事故と保険

### (2) 対人賠償保険(一括払制度)

#### ◆ 対人賠償保険

… 自賠責保険から支払われる額を超える部分に対し、保険金を支払う(上積保険)

#### 一括払制度

任意保険会社が窓口となり、自賠責保険で支払われる額と任意保険から支払われる額をまとめて支払う

対人賠償保険  
(任意保険)

自賠責保険

一括払

7

## 1-2. 交通事故と保険

### (3) 相違点

	自賠責保険	対人賠償保険
付保	強制	任意
保険金額	上限あり	上限なし
免責事由	限定的	各種あり
過失相殺	7割以上の過失がある場合に減額	通常の過失相殺

8

## II. 自賠責保険(共済)制度の概要

9

### II-2. 自賠責保険(共済)制度の特色

- ◆ **相対的無過失責任主義**
- ◆ 責任保険(共済)契約の締結強制
- ◆ 免責事由の限定
- ◆ **支払限度額**
- ◆ 政府保障事業

11

### II-1. 自賠責保険(共済)とは

- ◆ 自動車事故で他人を死傷させたこと(=人身事故)により、事故の加害者が**自賠法3条の損害賠償責任を負う場合**に、保険(共済)金を支払うもの
- ◆ 加害者の損害賠償責任を資金的に担保することにより、自動車事故の**被害者の保護を図ることを目的**として創設

自賠責実務における呼称

**被害者**…相手方の自賠責保険(共済)に請求する者  
**加害者**…被害者から請求を受けた者

10

### II-2. 自賠責保険(共済)制度の特色

#### (1) 相対的無過失責任主義

- ◆ 自賠法制定前(過失責任主義)



<損害賠償責任発生の根拠>

A(加害運転手)…民法第709条  
B(Aの使用者)…民法第715条

12

## II-2. 自賠責保険(共済)制度の特色

### (1) 相対的無過失責任主義

#### ◆ 民法第709条

- ◆ **加害者の故意・過失**を被害者側で立証しなければならない

#### ◆ 民法第715条

- ◆ 加害者に民法709条責任が成立することが前提
- ◆ ただし書き※の内容を立証できれば使用者は責任を負わない

※ 使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったとき

過失責任主義

13

## II-2. 自賠責保険(共済)制度の特色

### (1) 相対的無過失責任主義

- ◆ 事故は一瞬の出来事であり、また、法律的知識に乏しい被害者にとって、加害者の故意・過失を立証することは容易でない。
- ◆ 立証できたとしても、加害者が不誠実であったり、無資力であったりした場合、被害者が救済されない。

損害賠償を得られない  
交通事故被害者が続出し  
社会問題化!

14

## II-2. 自賠責保険(共済)制度の特色

### (1) 相対的無過失責任主義

#### ◆ 1955年 自動車損害賠償保障法(自賠法)制定

#### ◆ 相対的無過失責任主義を採用

- 立証責任を加害者側に転換 + 要件厳格化
- ⇒ 加害者側に無過失責任主義に近い責任を課す
- ⇒ 被害者は、「自動車の運行によって損害が発生したこと」を立証すれば足りる(被害者に有利)

#### ◆ 『運行供用者』という責任主体を創設

- 被害者が請求できる対象を運転者以外にも拡大

15

## II-2. 自賠責保険(共済)制度の特色

### (2) 支払限度額

- ◆ 政令で規定 [施行令第2条]

傷 害	120万円
後遺障害	75万円～4000万円
死 亡	3000万円

- ◆ **被害者1人**に対する填補の限度額
- ◆ 保険(共済)期間中に何度事故があっても、保険(共済)金額は減額されることなく自動的に復元

16

## II-2. 自賠責保険(共済)制度の特色

### (2) 支払限度額

#### ◆ 共同不法行為

支払限度額=保険(共済)金額×有責の契約数

Ex. 被害者が過失のある3台の車両と衝突して死亡した場合(死亡による損害)



3000万円×3台=9000万円

17

## II-2. 自賠責保険(共済)制度の特色

### (2) 支払限度額

#### ◆ 減額 **重過失減額**

減額適用上の被害者の過失割合	減額割合	
	後遺障害・死亡	傷害
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

18

## II-3. 支払基準(請求できる損害の範囲)

#### ◆ 自動車損害賠償責任保険支払基準

保険会社は、保険金等を支払うときは、死亡、後遺障害及び傷害の別に国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める支払基準に従ってこれを支払わなければならない。[自賠法第16条の3]

- ・「平成13年金融庁、国土交通省告示第一号」として、官報に掲載
- ・自賠責保険(共済)の支払に関する基準であり、**加害者(対人賠償保険)と被害者の示談、訴訟等を拘束するものではない**

19

## II-3. 支払基準(請求できる損害の範囲)

### (1) 傷害による損害①

治療費	診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、柔道整復等の費用など	必要かつ妥当な実費
通院費等	通院、入退院等に要した交通費	必要かつ妥当な実費
看護料	入院中の看護料 自宅看護料または通院看護料	入院 4,200円/日 自宅看護・通院 2,100円/日
諸雑費	入院中の雑費	原則 1,100円/日
義肢等の費用	義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡、松葉杖等の費用	必要かつ妥当な実費 (眼鏡の費用は50,000円が限度)
診断書等の費用	診断書、診療報酬明細書等の発行手数料	必要かつ妥当な実費

20



## II-3. 支払基準（請求できる損害の範囲）

### （1）傷害による損害②

文書料	交通事故証明書、 被害者側の印鑑証明書、 住民票等の発行手数料	必要かつ妥当な実費
その他の費用	治療関係費以外で、事故発生 場所から医療機関まで被害者 を搬送するための費用など	必要かつ妥当な実費
休業損害	事故による傷害のために発生 した収入の減少に対する補償 (有給休暇を使用した場合、家事 従事者の場合を含む)	原則 6,100円/日 これ以上の収入減の 立証がある場合 19,000円を限度に実額
慰謝料	精神的・肉体的な苦痛に 対する補償	4,300円×慰謝料対象日数 (治療期間の範囲内)

21

## II-3. 支払基準（請求できる損害の範囲）

### （2）後遺障害による損害

- ① 神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害
- ② 上記①以外の後遺障害

逸失利益	身体に障害を残し 労働能力が減少したために 将来発生するであろう 収入の減少に対する補償	収入および 各等級(1～14級)に応じた 労働能力喪失率、 喪失期間等により計算
慰謝料等	事故による精神的・肉体的 な苦痛に対する補償等	各等級により 1650万円～32万円 ※ ①は初期費用の加算あり ※ ①・②の第1～3級で被扶養 者がいる場合、増額あり

22

## II-3. 支払基準（請求できる損害の範囲）

### （3）死亡による損害

葬儀費	通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓 石などに要する費用 (墓地、香典返などの費用除く)	100万円
逸失利益	被害者本人が死亡しなければ将 来得ることができたと考えられる収 入額から生活費を控除したもの	収入・就労可能期間・ 被扶養者の有無等を 考慮のうえ計算
慰謝料	被害者本人の慰謝料	400万円
	遺族慰謝料 請求権者は父母・配偶者・子 (養父母、内縁関係、養子、認 知した子、胎児を含む)	請求権者1名 550万円 2名 650万円 3名～ 750万円 ※ 被害者に被扶養者がいる 場合、200万円を加算

23

## III. 自賠償保険(共済)への請求

24

## 請求権の種類

- ◆ 加害者(運行供用者)に対する請求
  - ・ 自賠法第3条の損害賠償請求
- ◆ 自賠責保険会社(共済組合)に対する請求
  - ・ 法第15条請求(加害者請求) **保険(共済)金の請求**
  - ・ 法第16条請求(被害者請求) **損害賠償額の請求**
  - ・ 法第17条請求(仮渡金の請求)

25

## III-1. 自賠法第3条の損害賠償請求

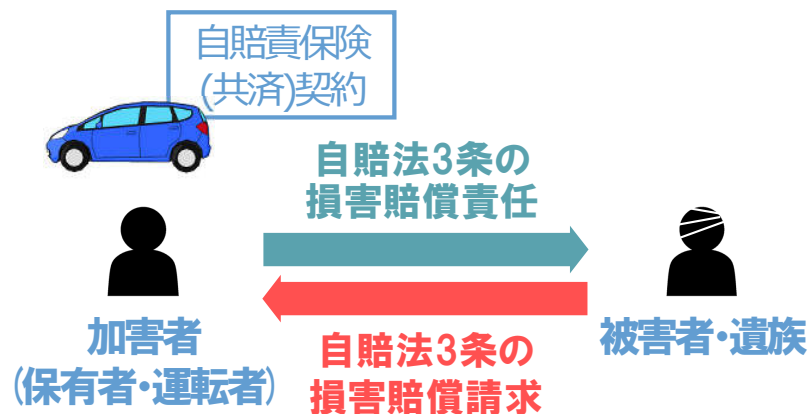
### ◆ 自賠法第3条

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。  
**ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。**

⇒ 立証責任を転換し、加害者は故意過失がなかつたこと等を立証しない限り、損害賠償責任を負うとした。

26

## III-1. 自賠法第3条の損害賠償請求



27

## III-2. 加害者請求(15条請求)

### ◆ 自賠法第15条

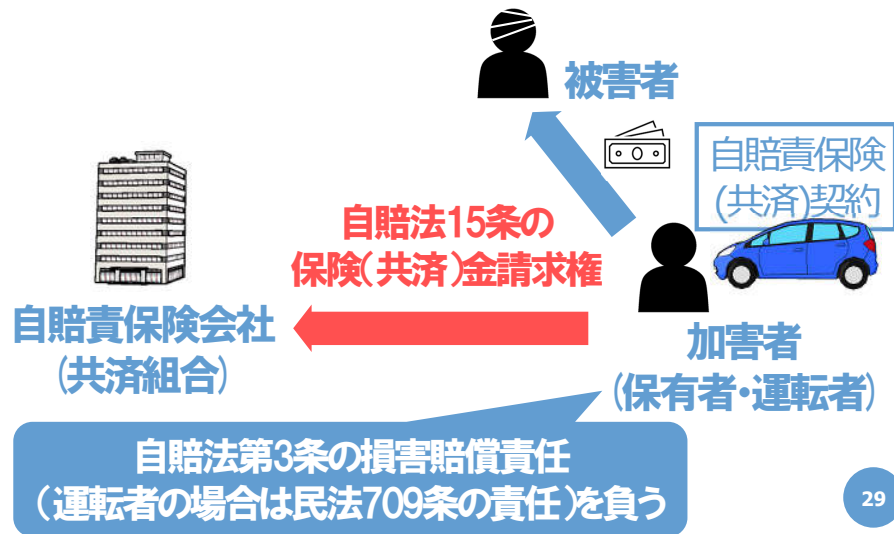
被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払いをした限度においてのみ、保険会社に対して**保険金**の支払を請求することができる。

⇒ 被保険(共済)者の着服防止等のため、実際に賠償金を支払ってからでないとい請求できない

28



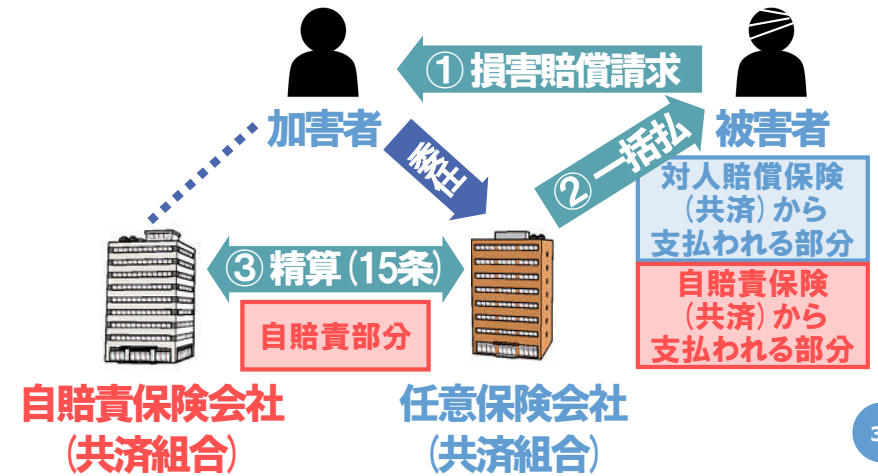
### III-2. 加害者請求(15条請求)



29

### III-2. 加害者請求(15条請求)

#### ◆ 一括払について



30

### III-3. 被害者請求(16条請求)

#### ◆ 自賠法第16条

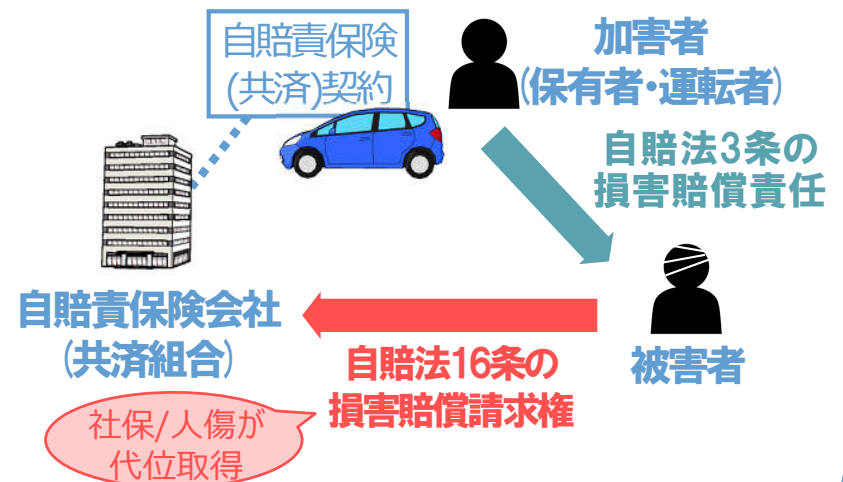
第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

- ⇒ 被害者の保険会社 (共済組合) への直接請求権で、自賠法で特別に認められている権利
- ⇒ 加害者が無資力等の場合でも、損害の填補を受けられる

被害者保護

31

### III-3. 被害者請求(16条請求)



32

### III-4. 仮渡金請求(17条請求)

#### ◆ 自賠法第17条第1項

…**被害者**は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を第16条1項の規定による損害賠償額の支払のための**仮渡金**として支払うべきことを請求することができる。

⇒ **損害賠償責任または損害賠償額が確定していない段階において、当座の出費に当てるために請求することができる**

**被害者保護**

33

### III-4. 仮渡金請求(17条請求)

◆ **死亡 … 290万円**

◆ **傷害 … 傷害の程度により**

**40万円、20万円、5万円**

※ 後日、保険(共済)金等が支払われるとき、仮渡金額は控除される

※ 支払後、保有者に賠償責任がないことが判明した際には、保険会社(共済組合)は**政府に対して補償**を求めることができる

34

### III-5. 競合請求

加害者請求と 被害者請求	加害者請求を優先
社会保険請求と 被害者請求	被害者請求を優先 ※ 最高裁平成20年2月19日判決(被害者>健保) ※ 最高裁平成30年9月27日判決(被害者>労災)
人傷精算請求と 被害者請求 (保険法25条2項)	填補損害額(訴訟による損害額 または自賠責保険[共済]の損害 調査額)と人傷社の支払額の差 額部分(=未填補損害)は被害者 請求が優先

35

### IV. 自賠責保険(共済)から 支払われない場合

36

## 支払われないケース

1. 加害者に賠償責任がない場合
2. 自動車の運行によって死傷したものでない場合
3. 被害者が「他人」ではない場合
4. 賠償責任を負う加害者がいない場合
5. 請求期限を過ぎて時効となっている場合

37

## IV-1. 加害者に賠償責任がない場合

### ◆ 自賠法第3条 ただし書きの3条件

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでない。

38

## IV-1. 加害者に賠償責任がない場合

### ◆ 自賠法第3条 ただし書きの3条件

- (1) 自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
- (2) 被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと
- (3) 自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと

39

## IV-1. 加害者に賠償責任がない場合

### (1) 自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと

- ◆ 関係法令の遵守をはじめとして、運行供用者・運転者に対して**社会的に要求される通常の注意義務**を指す
- ◆ 運行供用者の注意義務には、**運転者の選任監督義務も含まれる**

40

## IV-1. 加害者に賠償責任がない場合

(2) **被害者**又は**運転者以外の第三者**に故意又は過失があったこと

- 例)・被害者が自動車の運行を知らずながら故意に飛び込んできた場合
- ・正常に停止していたところに追突され、同乗者が受傷した場合



41

## IV-1. 加害者に賠償責任がない場合

(3) 自動車に**構造上の欠陥**又は**機能の障害**がなかったこと

### ◆ 構造上の欠陥

⇒自動車各部の装置、部品、材料、仕組み、製造方法、補修その他に欠陥があること

### ◆ 機能の障害

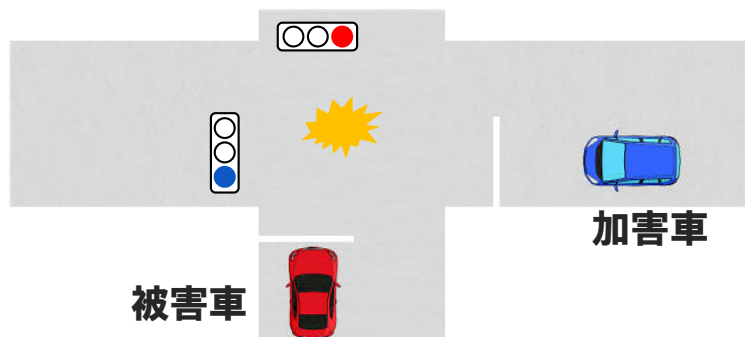
⇒自動車の各装置が規定どおりに作動しないこと

42

## IV-1. 加害者に賠償責任がない場合

### ■ 加害者に過失がない事例①

信号交差点で、青信号進入の**加害車**と赤信号進入の**被害車**が出合頭に衝突

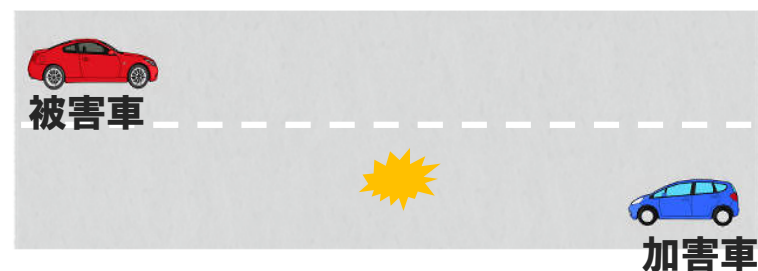


43

## IV-1. 加害者に賠償責任がない場合

### ■ 加害者に過失がない事例②

**被害車**が中央線を突破し、対向車線を正常に走行してきた**加害車**と衝突



44

## IV-2. 運行によって死傷したものでない場合

### ◆ 自賠法第3条

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

⇒ 運行起因性

⇒ 「運行」と「によって」に分けて考える

45

## IV-2. 運行によって死傷したものでない場合

### (1) 運行

#### ◆ 自賠法第2条第2項

人又は物を輸送するとしないにかかわらず、**自動車を当該装置の用い方に従い用いること**をいう

### (2) によって

#### ◆ 相当因果関係説(判例・通説)

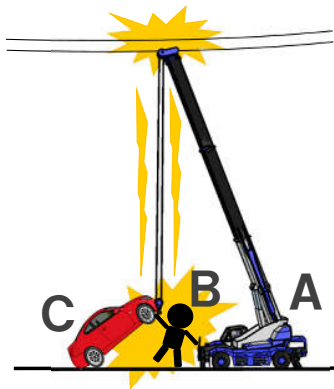
⇒ ある一定の行為があれば、社会通念・経験則上、そのような結果が生じるのが一般的であると認められる関係

46

## IV-2. 運行によって死傷したものでない場合

### ■ 運行起因性が問題となる事例

- ◆ A運転のクレーン車が道路脇に転落したC車の引上げ作業を行っていた。
- ◆ Bがクレーン車のフックをC車に引っ掛けようとした際、Aがクレーン部分を回転させ、ワイヤーが上空の高圧線に触れたため、Bが感電死。



→ A車の「運行によって」発生した事故といえるか

47

## IV-2. 運行によって死傷したものでない場合

### ■ 運行起因性が問題となる事例 <解説>

- ◆ A車が事故当時「運行」状態にあったか  
⇒ クレーン部分もA車に固有の装置であり、「運行中」といえる
- ◆ A車の運行「によって」Bが感電死したか  
⇒ クレーン部分を回転させたことで、ワイヤーが高圧線に触れ、感電した

**運行起因性あり**

48

## IV-3. 被害者が「他人」ではない場合

### ◆ 自賠法第3条

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

⇒ 「他人」でない人の受傷は対象外

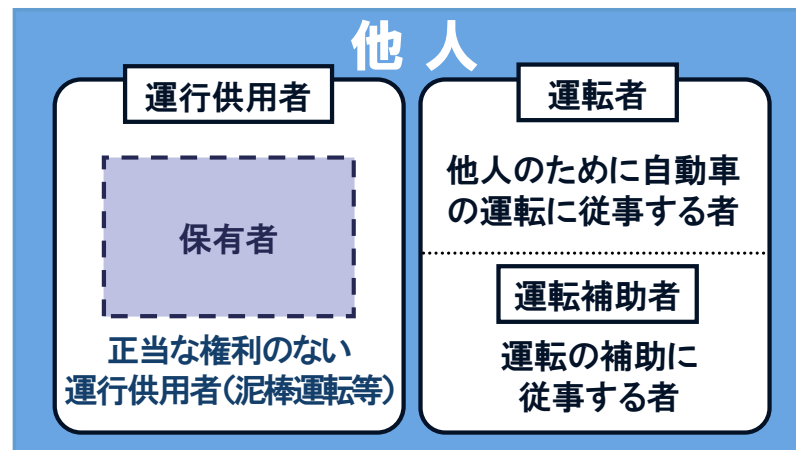
⇒ 「他人」とは、「**運行供用者**、**運転者**および**運転補助者**以外の者をいう。」

(最高裁昭和42年9月29日判決等)

49

## IV-3. 被害者が「他人」ではない場合

### ◆ 他人性の概念



50

## IV-3. 被害者が「他人」ではない場合

### ■ 他人性が問題となる事例

- ◆ Aが自己所有車を運転して外出。
- ◆ 偶然出会った友人Bと食事し、帰りはAの自宅までBに運転してもらうことになった。
- ◆ Bの運転で帰宅する途中、単独事故を起こし、Aが受傷した。

⇒ Aが所有する車による事故

Aは他人に該当せず

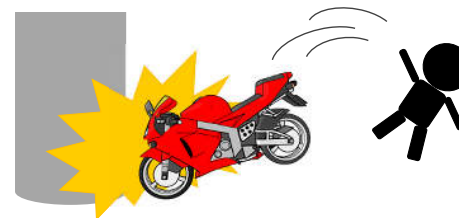
51

## IV-4. 賠償責任を負う加害者がいない場合

### ◆ いわゆる自損事故

### ■ 賠償責任を負う加害者がいない事例

Aが運転操作を誤り、自ら電柱に衝突、受傷した



52



## IV-5. 時効となっている場合

### (1) 加害者請求(15条)

- ◆ 加害者が被害者に**損害賠償金を支払ったとき**から**3年**を経過したときは時効となる [保険法95条]  
※ 平成22年3月31日以前の事故の時効は2年
- ◆ 時効の更新手続き(→ 保険会社[共済組合]への申告)を行えば時効は更新・再起算される。

傷害、後遺障害、死亡による損害ごとに  
 時効期間が進行するため、  
 個々に時効更新の申告が必要

53

## IV-5. 時効となっている場合

### (2) 被害者請求(16条)、仮渡金請求(17条)

- ◆ 時効により**3年**で消滅する[19条]  
※ 平成22年3月31日以前の事故の時効は2年
- ◆ 時効の起算日は、被害者またはその法定代理人が**損害および加害者を知ったとき** [民法724条]

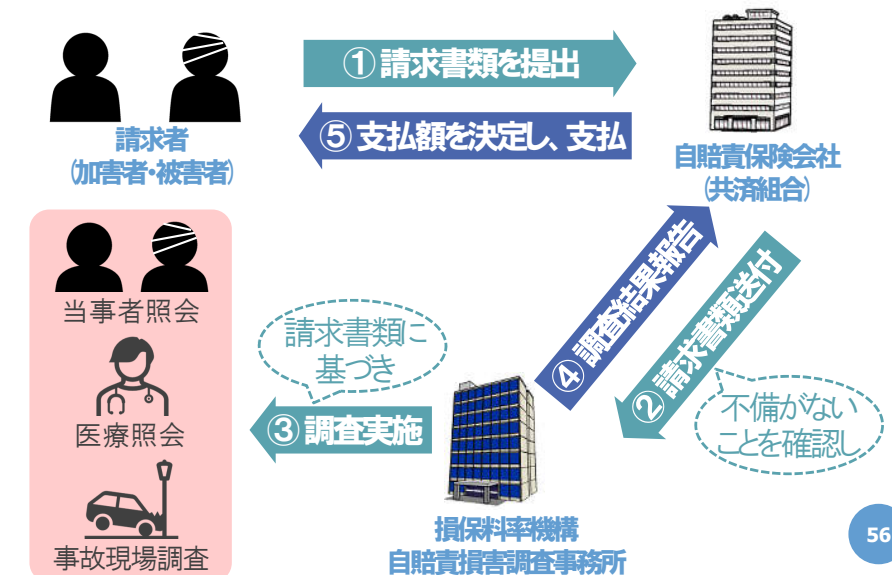
傷 害	事故発生の翌日
後遺障害	症状固定日の翌日
死 亡	死亡の翌日(死亡の事実を知った翌日)

- ◆ 時効の更新手続きについては加害者請求と同様

54

## V. 自賠償保険(共済)の 損害調査体制

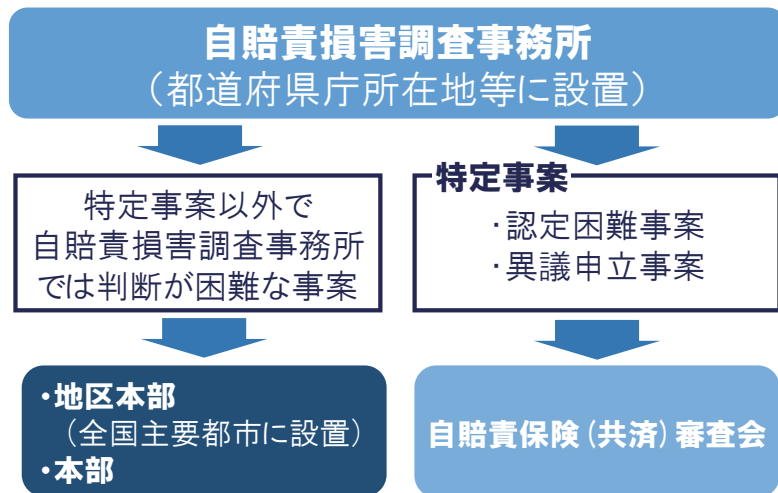
### V-1. 損害調査の流れ



55

56

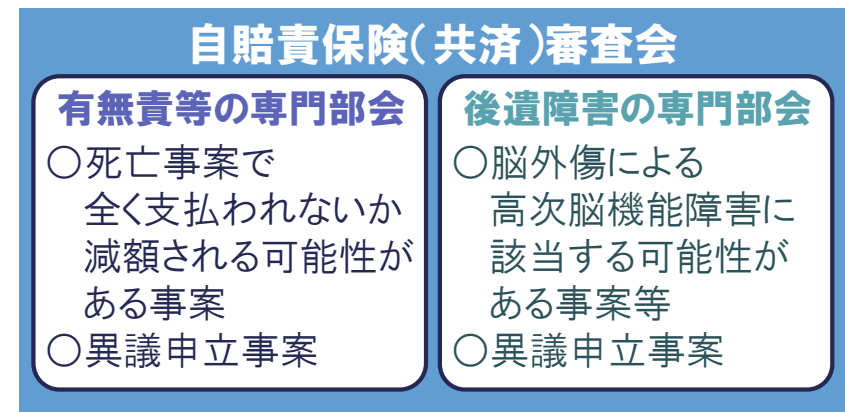
## V-2. 機構における損害調査体制



57

## V-2. 機構における損害調査体制

### ◆ 自賠責保険(共済)審査会について



58

## V-3. 支払額等に不服がある場合

### ◆ 保険会社に対する異議申立

- ・ 請求者であれば可能
- ・ 書面に「異議申立の趣旨」を記載し、新たな資料があれば添付して提出

### ◆ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構に対する紛争処理の申請

- ・ 自賠法に基づき設置された、訴訟外における自賠責保険(共済)の最終判断機関
- ・ **被害者のみ**が可能

⇒ 紛争処理結果を保険会社(共済組合)は遵守

59

ご清聴ありがとうございました



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

<https://www.giroj.or.jp/>

60

# 職場における頸部痛、腰痛 の診断と治療

齋藤整形外科  
齋藤 慎一郎

## 経歴

- 1994年 久留米大学医学部 卒業
- 1994年 徳島大学整形外科学教室 入局
- 1998年 国立善通寺病院 整形外科
- 2000年 高知勤労病院 いずみの病院 整形外科
- 2002年 高知赤十字病院 整形外科
- 2004年 赤穂市民病院 整形外科
- 2006年 徳島県立中央病院 整形外科
- 2014年 齋藤整形外科 徳島県立中央病院非常勤

## 頸部痛

## 頸部痛

頸肩腕症候群

頸椎症

頸椎椎間板ヘルニア

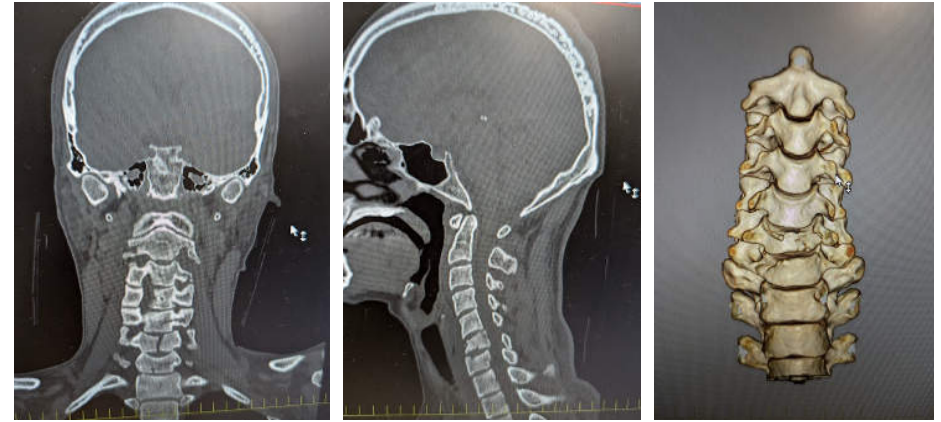
頸髄症

頸椎骨折

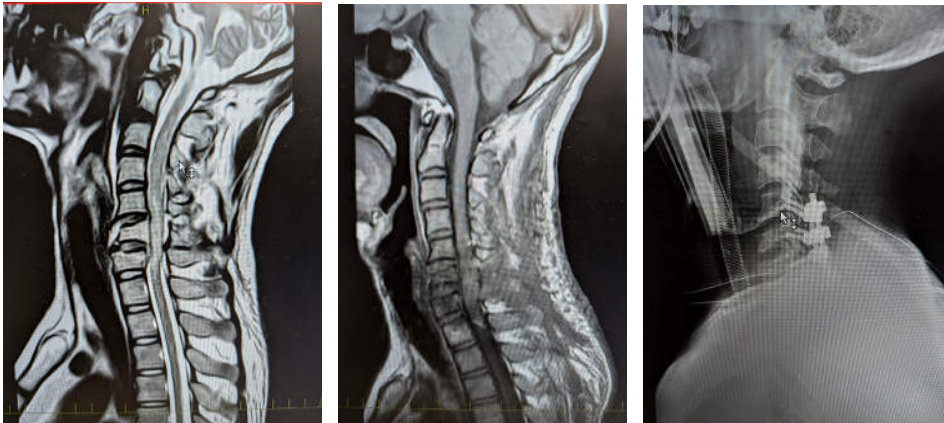
頸椎捻挫

## 頸髓症

## 頸椎骨折



## 頸椎骨折 頸髓損傷



## 頸肩腕症候群

# 頸肩腕症候群等に関する検討結果報告書

## 平成9年 頸肩腕症候群等に関する専門検討会

### 頸肩腕症候群（狭義） （症状、診断）

症状としては、肩こり、上肢の重感、手指のしびれ。冷感などである。頸部椎間板症、なで肩、筋发育不全、過度柔軟性や自律神経失調などの体質的素因に、頸部前屈位での上肢の内争的作業などが相対的過重負荷として加わり発症する。頸、背部、上肢に多彩な圧痛点がある。前述されている各疾患と鑑別することが重要である。

### （治療法）

日本産業衛生学会頸肩腕症候群委員会は病像分類として1-5度に分けているが、この病像を参考にして以下の処置を行う。

- 1度：粗大運動を基本とする体操を自主的に行うよう指導して経過を見る。
- 2度：業務量を軽減させて経過を見る。
- 3, 4度：配置転換を考慮し、他疾患の合併の有無を検索する。他疾患がなければ温熱療法を加えた運動療法（肩甲帯、上肢の筋力強化を主とする）必要によって薬物療法も併用する。
- 5度：症度3, 4の処置に加えて、サイコセラピーも必要である。

表2 頸肩腕障害（非特異的障害）病期別症状・所見一覧

病期	区分 区分 去記	発症 の 時期	日常生活・就労上の 支障	対策・免責 一次予防	自覚症状		臨床所見		出現しやすい症状・障害**
					筋骨格系症状	業務・日常生活での症状	診察所見	検査所見	
健康期	A		問題なく社会生活や労働ができる						
発症期	B1	I	疲労感があるが、問題なく通常の社会生活や労働ができる	生活指導、作業・環境の点検	頸肩腕部のだるさ・こり感が時々生じる	疲れやすい → 腕に重感を生じる特定の動作・行為はない	限局した筋硬結（圧痛なし） または 限局した圧痛（筋硬結なし）		
初期	B2	II	通常の社会生活ができ、労働も可能であるが疲労感や頸肩腕部などの不快、重感を感じる時としばしばある	作業・環境改善	頸肩腕部のだるさ・こり感が持続する 頸肩腕部・手指の痛みが生じる 手指腕部のしびれが時々生じる	ボールペンで字を書くにつらい コンピュータのキー入力がつらい → 腕に重感を生じる特定の動作・行為はない 携帯電話やメールを打たない タオルをかたくしぼらない ものをよく手からおとし → いままでより油断がなくなる 休日に休息しても疲れがとれない イライラする	筋硬結（圧痛なし）または圧痛（筋硬結なし）の拡大、または限局した筋硬結と圧痛 頸肩腕部の運動制限 頸肩腕・手・手指の運動痛	最大握力の低下 維持握力の低下 つまみ力低下 牽引力低下 肩肘力低下 タッピング頻度の低下	一般症状 （頭痛、めまい、耳鳴など） 精神症状 （集中困難、思考減退、情緒不安定、抑うつ症状、睡眠障害、心臓神経症など）
慢性期	B3	III	全身倦怠や頸肩腕部などの不快、苦痛等のために、少なからずも休日は社会生活や労働に支障をきたす	作業・環境改善に加え 業務制限・経過管理、時に治療	頸肩腕部・手指の強い痛みが持続する 手腕部のしびれが持続する	（上記症状に加え、下記症状が出現する） ふとんのあけおろしがつかない、できない 寝るまで目覚められない 電話の受話器を持ち続けるにつらい ハンドバックを持つにつらい コンピュータのマウスやポイント装置の操作がつかない 暑で熱の身をほすのがつかない ナイフや包丁で菓物の皮をむきにくい がタをほめにくい うどんを硬でつめぬ コーヒークップを持つと、手がふるえる 車中が熱がしびれて目がさめる 汗が止まらず 冷たい水に手をいれるのがつかない 少し風にあたりと気持が悪くなる 夏でも厚着をしたい 大人数が集まる時でも、暑く感じない 自由な時間はできるだけにならない 水を長く続けて飲む機嫌がない おしやべりをしているときすいすいになる お茶を冷やしているときすいすいになる じっと坐っているとき、すつらくなる 他人の話を聞きもらしたり、やることにまらぬことが多い ゆづりつである いやな事やおそろしい事をよくみる	広範囲の筋硬結と圧痛 広範囲の筋の痛覚過敏 広範囲の筋力低下 頸肩腕部の運動制限 頸肩腕・手・手指の運動痛	最大握力の低下 維持握力の低下 つまみ力低下 牽引力低下 肩肘力低下 タッピング頻度の低下 上肢保持テスト陽性 モーレイ・テスト陽性 正中神経伸張テスト陽性 頸肩腕・手・手指の感覚障害（麻、痛、振動覚）	末梢循環障害 （レイノー現象など） いわゆる自律神経失調症状 （動悸、畏熱など） 月経困難 全身感覚障害 天候による症状の増悪 特異的筋骨格系障害の合併
重症・遷延期	C, D, E, V		全身倦怠や頸肩腕部などの不快、苦痛等が著しいために、通常の社会生活や労働が困難である	休業・治療					

\* 「筋硬結」は、本表あるいは電位の筋が弛緩できる状態、または筋が弾性を失い電位に硬く状態に該当する。  
\*\* 出現しやすい症状・障害は、発症期から認められる場合があるが、一般に非特異的障害の遷延に伴って明らかになることが多い。

# 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン（令和元年7月）

### e 筋骨格系に関する検査

この検査項目は、上肢に過度の負担がかかる作業態様に起因する上肢障害、その類似疾病の症状の有無等について検査するためのものである。

#### （a）上肢の運動機能、圧痛点等の検査

##### i 指、手、腕等の運動機能の異常、運動痛等の有無

##### ii 筋、腱、関節（肩、肘、手首、指等）、頸部、腕部、背部、腰部等の圧痛、腫脹等の有無

問診において、当該症状に異常が認められない場合には、省略することができる。検査の結果、上肢障害やその他の整形外科的疾患、神経・筋疾患などが疑われる場合は、専門医への受診等について指導すること。

# 頸肩腕症候群等に関する検討結果報告書

## 平成9年 頸肩腕症候群等に関する専門検討会

### 頸肩腕症候群（狭義） （症状、診断）

症状としては、肩こり、上肢の重感、手指のしびれ。冷感などである。頸部椎間板症、なで肩、筋发育不全、過度柔軟性や自律神経失調などの体質的素因に、頸部前屈位での上肢の内争的作業などが相対的過重負荷として加わり発症する。頸、背部、上肢に多彩な圧痛点がある。前述されている各疾患と鑑別することが重要である。

### （治療法）

日本産業衛生学会頸肩腕症候群委員会は病像分類として1-5度に分けているが、この病像を参考にして以下の処置を行う。

- 1度：粗大運動を基本とする体操を自主的に行うよう指導して経過を見る。
- 2度：業務量を軽減させて経過を見る。
- 3, 4度：配置転換を考慮し、他疾患の合併の有無を検索する。他疾患がなければ温熱療法を加えた運動療法（肩甲帯、上肢の筋力強化を主とする）必要によって薬物療法も併用する。
- 5度：症度3, 4の処置に加えて、サイコセラピーも必要である。



# 外傷性頸部症候群（頸椎捻挫など）

頸椎に急激な外力が加わった際の頸椎の過伸展と、その反動や急制動による過屈曲で生じる頸部の靭帯、筋、椎間板、椎間関節、（場合によっては頸髄や神経根などの神経）の損傷（断裂や微小出血）である。

# ケベック分類

表 1 Quebec WAD task force report (1995) による分類

Grade	Class	臨床的特徴	確定病理像および臨床症状
0	No complaint, No physical sign (s)	頸部悲訴なし。理学所見なし	
I	Neck complaint of pain, stiffness, or tenderness only. No physical sign (s)	頸部の痛み、こり感、圧痛がある。理学所見なし	顕微鏡的な頸部痛、靭帯組織損傷。筋スパズムを起こすほどではない。受傷後24時間以上経過して受診する
II	Neck complaint and musculoskeletal sign (s)	頸部悲訴あり。関節可動域 (ROM) 減少。圧痛あり	頸部捻挫（挫傷）、軟部組織内出血。軟部組織挫傷による筋痛。受傷後24時間以内に医師を受診
III	Neck complaint and neurological sign (s)	頸部悲訴あり。神経学的異常（感覚障害、筋力低下、深部腱反射低下）を伴う	外傷または出由による二次的刺激、炎症や外傷による神経組織の損傷。受傷後2-3時間で受診し神経症状を合併した頸部ROM制限がある
IV	Neck complaint and fracture or dislocation	頸部悲訴あり。脊椎の脱臼。骨折を認める	重篤な脊椎および神経組織の挫傷および損傷

1995年にカナダのケベックむち打ち症関連障害特別調査団が作成した重症度分類

表 2 むち打ち損傷にみられる多彩な病態

分野・領域	主症状
整形外科的障害	項頸部痛、頸部ROM制限、肩甲・上肢痛
神経学的障害	感覚障害、しびれ感、視力感
聴覚障害	耳鳴り、聴力低下
耳鼻咽喉科的障害	嚥下障害、発語障害、咽頭痛
平衡障害	回転性のめまい、非回転性のめまい
口腔外科学的障害	咬合障害、顎関節痛、顎関節不安定症
神経心理学的障害	不安神経症、記憶力障害、注意力障害、情動および認知障害、失語症、うつ病
脳神経外科的障害	頭痛、嘔吐、脊髄神経痛（機能障害、一過性）

# ケベック診療ガイドライン

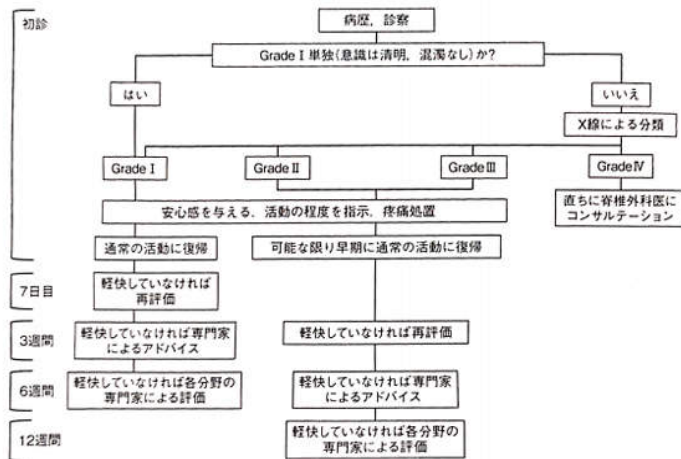


図 1 むち打ち症関連障害に対するケベック診療ガイドライン

# 腰痛

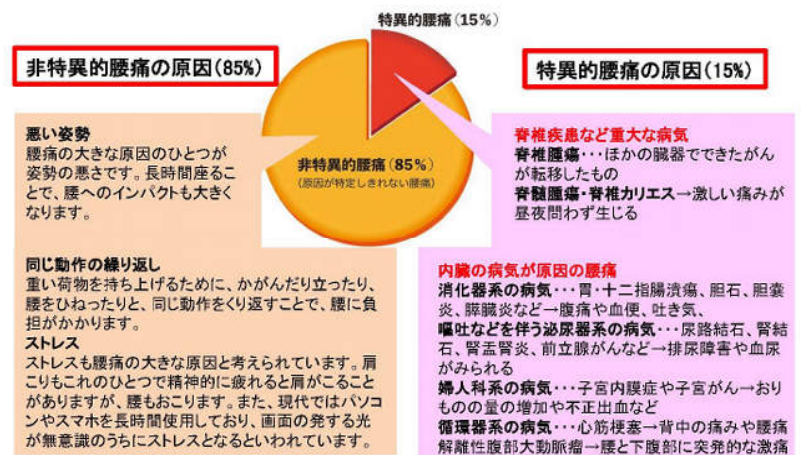


## 腰痛、背部痛の原因

表1 腰痛・背部痛の原因

局所痛 (local pain)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋疾患</li> <li>・筋膜疾患</li> <li>・椎間関節疾患</li> <li>・神経根症</li> <li>・骨疾患</li> <li>・骨折</li> <li>・腫瘍</li> <li>・感染症</li> </ul>
関連痛 (referred pain)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血管系疾患</li> <li>・腎尿路生殖器系疾患</li> <li>・後腹膜疾患</li> <li>・消化器疾患</li> <li>・骨盤内疾患</li> </ul>

## 腰痛の原因



## 腰痛 RED FLAG

- ・発症年齢 < 20歳または > 55歳
- ・安静時痛・胸部痛
- ・癌/ステロイド治療/HIV感染の経験ある方の腰痛
- ・低栄養や体重減少
- ・足の痺れ、脱力などの神経症状
- ・脊柱変形
- ・発熱

骨折 悪性腫瘍 化膿性脊椎炎 腹部大動脈解離  
解離性大動脈瘤の可能性

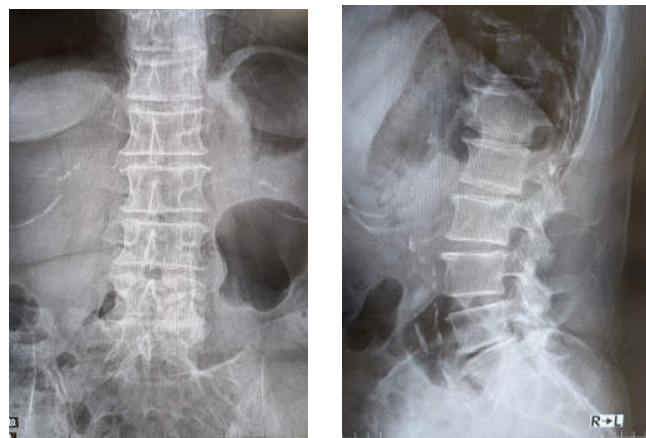
## 腰椎骨折



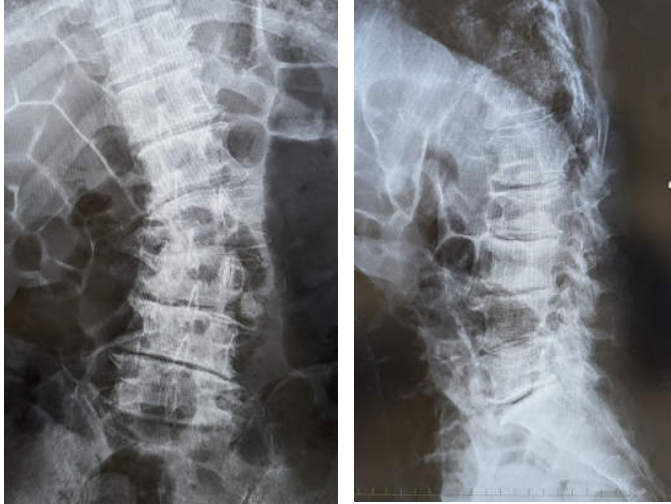
# 腰椎骨折術後



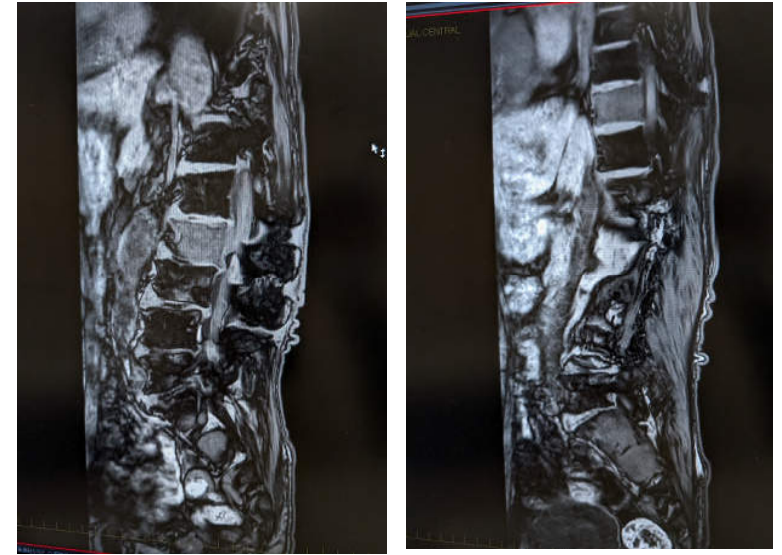
# 腰痛



## 変形性腰椎症？



腰椎  
MRI



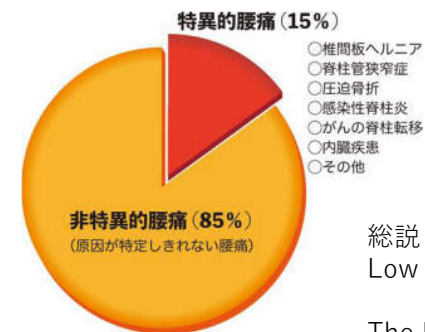
## 腰痛の有症期間の定義

急性腰痛 発症から4週間

亜急性腰痛 発症から4週間  
以上から3か月未満

慢性腰痛 3か月以上継続する腰痛

## 腰痛



総説 プライマリケア  
Low Back Pain

The NEW ENGLAND JOURNAL of MEDICINE  
2001

Richard A. Deyo



# 腰痛の原因

- 椎間関節性 22%
- 筋、筋膜性 18%
- 椎間板性 13%
- 狭窄性 11%
- 椎間板ヘルニア 7%
- 仙腸関節性 6%

75%以上で診断が可能

非特異的腰痛 22%

Diagnosis and Characters of Non-Specific Low Back Pain in Japan: The Yamaguchi Low Back Pain Study

# 腰痛の労災認定

厚生労働省では、労務者に発生した腰痛が業務上のものとして労災認定できるかを判断するために、「業務上腰痛の認定基準」（以下「認定基準」といいます）を定めています。このリーフレットは、認定基準について説明するものです。

## 認定要件

認定基準では、腰痛を次の2種類に区分して、それぞれ労災認定の対象と認定するための要件を定めています。労災認定の対象となる腰痛は、医師により療養の必要があると診断されたものになります。

### 災害性の原因による腰痛

負傷などによる腰痛で、次の①、②の要件をどちらも満たすもの

- ① 腰の負傷またはその負傷の機因となった急激な力の作用が、仕事上の突発的な出来事によって生じたものかつ認められること
- ② 腰に作用した力が腰痛を発生させ、または腰痛の原因性・重症病態を著しく悪化させたことを科学的に認められること

### 災害性の原因によらない腰痛

突発的な出来事が原因ではなく、重労働を取り扱う仕事など腰の過度の負担がかかる仕事に就労する労働者に発生した腰痛で、作業の技術や作業期間などがらみて、仕事が原因で発生したと認められるもの



## 「災害性の原因による腰痛」の解説

「災害性の原因による腰痛」とは、腰に付けた外力によって生じる腰痛のほか、外傷はないが、次の身体状態のように、突発的で急激な強い力が原因となって筋肉等（筋、筋膜など）が損傷して生じた腰痛を指します。

### 具体例1

重機等の運転作業中に転倒した乗員や、重機物を2人で抱えて運搬する途中にそのうちの1人が滑って背から突き受けた場合のように、突発的な出来事によって急激な強い力が腰にかかったことにより生じた腰痛

### 具体例2

持ち上げる重機物が予想に反して、重かったり、逆方向に倒れる場合や、不意な姿勢で重機物を持ち上げた場合のように、突発的で急激な強い力が腰に異常に作用したことにより生じた腰痛



なお、管にいわゆる「ざっくり腰」（学名は「急性間椎間」など）は、日常の活動の中で生じるもので、たとえ仕事の中で発生したとしても、労災認定の対象とは認められません。  
ただし、発症時の動作や姿勢の機因などから、腰への強い力の作用があった場合には業務上と認められることがあります。

## 「災害性の原因によらない腰痛」の解説

「災害性の原因によらない腰痛」とは、日々の業務による腰痛への負荷が徐々に作用して発生した腰痛をいい、その発症原因により、次の①と②に区分して判断されます。

### ① 筋内等の疲労を原因とした腰痛

次のような業務に比較的近期間（約3カ月以上）従事したことによる筋肉等の疲労を原因として発症した腰痛は、労災補償の対象となります。

- 約20kg以上の重量物または重量の異なる物品を繰り返し中腰の姿勢で取り扱う業務  
【例】 倉庫作業 など
- 毎日長時間作業、腰にとって極めて不自然な姿勢を保持して行う業務  
【例】 配管工（柱上作業） など
- 長時間立ち上ることができず、前への姿勢を保持して行う作業  
【例】 車輪トラクタの運転業務 など
- 腰に著しく大きな振動を受ける作業を継続して行う業務  
【例】 油圧掘削機等の運転業務 など

### ② 骨の変化を原因とした腰痛

次のような重量物を取り扱う業務に相当期間（約10年以上）にわたって従事して発症したことによる骨の肥厚を原因として発症した腰痛は、労災補償の対象となります。

- 概30kg以上の重量物を、長時間の3分の1程度以上に及んで取り扱う業務
- 約20kg以上の重量物を、長時間の半分程度以上に及んで取り扱う業務

なお、腰痛は、年齢による骨の老化によって発症することが多いため、骨の変化を原因とした腰痛が労災補償の対象と認められるには、その変化が「通常の加齢による骨の老化の程度を明らかに超える割合」に限られます。

また、上記3に示す業務に約10年以上従事した後に骨の肥厚を原因とする腰痛が生じた場合も労災補償の対象となります。

## 労災補償の対象となる治療の範囲

椎間板ヘルニアなどの慢性症または基礎疾患のある労働者が、仕事により、その疾病が再発したり、重症化した場合は、その都度医療に回されるための治療に限り労災補償の対象となります。

## 業務上腰痛の認定事例

### 事例1 車庫内作業中に発生した災害性の腰痛

Aさんは、会社の倉庫内の取りスペースから約10kgの重さの荷物を机に移動させる作業を担当するとして、荷物を持ち上げた瞬間に腰に強い痛みを覚え、その痛みがなかなか治らず、その翌、病院に搬送され、腰部レントゲンの撮影を受けた。  
<経過>  
Aさんの腰痛は、荷物が落ちて、ほとんど意識がとれない状態の倉庫内で、腰に無理のかかる姿勢で机の荷物を持ち上げたことにより、強い衝撃が腰の前面に作用し発生したと認められるため、労災認定された。



### 事例2 電気工事労働中に発生した非災害性の腰痛

Bさんは、電気工事会社の作業員として主に電柱によって作業する業務に約3年従事した後に腰痛を発症し、医師から筋・筋膜性腰痛と診断された。Bさんの作業のうち、毎日は特別作業は、腰割を安全帯で電柱に固定した上で、電線を止める金の上に這い上って行う作業であった。  
<判断>  
この作業は電柱にとどまらず、電線のかかっている電線を保持するものであった。Bさんの腰痛は、その作業の特性から、腰割の筋力に負荷がかかることが多かったことが原因となつて発生したと認められるため、労災認定された。



腰痛の労災認定において、詳しくは腰痛の発症原因が、労務基準監督署へお問い合わせください。

# 頸部痛、腰痛の診断と治療 検査

- 問診、身体所見
- レントゲン撮影
- MRI
- CT
- 超音波

## 頸部痛、腰痛の診断と治療 治療

- NSAIDsなどの内服、外用剤
  - 物理療法
- 注射（トリガーポイント、ブロック）
  - リハビリテーション

## 非特異的な頸部痛、腰痛

- 安静にしない
- 不安を解消
- 可動域訓練、ストレッチなど拘縮、姿勢異常の改善